

PPP/PFIの関連施策について(報告)

平成29年2月23日

第5回 計画部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

目次

1. 上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置
2. PFI法施行令の改正(地方公共団体による利用料金の収受)
3. 補償金免除繰上償還
4. 運営権と指定管理者制度の二重適用
5. PFI推進機構に係る税制改正

上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置

(内閣府民間資金等活用事業推進室)

28年度第2次補正予算額 13.9億円 (新規)

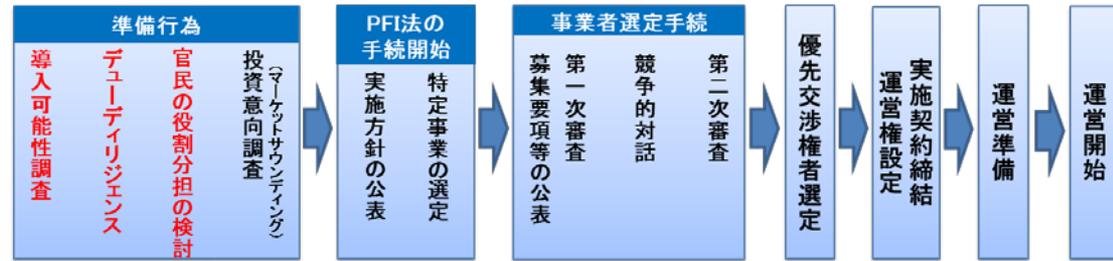
事業概要・目的

- 本格的な人口減少社会の中で、増加する維持更新費等からその持続可能性が課題となっている上下水道にコンセッション事業※1 (PFI) を導入することが重要。
- このため、先行案件を組成するための強力な政策的インセンティブを講じることが必要。これにより、コンセッション事業の具体化目標の達成を図るとともに経済財政一体改革へ貢献。
- コンセッション事業等導入の前提となるデューデリジェンス(資産評価)、官民の役割分担の検討等に係る費用を支援。

※1 利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる事業。

事業イメージ・具体例

【コンセッション事業の検討プロセス(例)】



支援内容

- ① デューデリジェンス(資産評価)、官民の役割分担の検討
 - ・対象者 : 上下水道コンセッション事業を検討している地方公共団体
 - ・対象経費 : 過去の更新投資状況等の資産資料の精査、資産に関するリスクの抽出・整理、更新投資計画の策定・更新、最適な官民のリスク分担や業務分担を検討 等
- ② 導入可能性調査
 - ・対象者 : 上下水道コンセッション事業等を検討している地方公共団体
 - ・対象経費 : コスト削減効果や収入増加効果等を算出 等

資金の流れ



期待される効果

- 新たなビジネス機会の拡大、公的負担の抑制
- 経済財政一体改革への貢献(2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与)
- コンセッション事業等の具体化目標の達成に寄与
(空港7/6件、水道2/6件、下水道4/6件、道路1/1件 (平成26~28年度)
(文教施設3件、公営住宅6件※2 (平成28~30年度))

※2 収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

平成28年度 上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置 支援対象案件

◇1次募集

	支援対象	対象分野	事業名
1	浜松市 (静岡県)	水道	浜松市水道事業へのコンセッション導入可能性調査
2	伊豆の国市 (静岡県)	水道	伊豆エメラルダタウン簡易水道におけるPPP/PFI手法導入可能性調査
3	宮城県	水道 下水道	みやぎ型管理運営方式実現可能性調査
4	村田町 (宮城県)	水道 下水道	四公共事業コンセッション等導入可能性調査
5	奈良市 (奈良県)	水道 下水道	小規模上下水道施設における公共施設等運営権事業に係る情報整備
6	宇部市 (山口県)	下水道	西部処理区におけるコンセッション事業検討・調査
7	須崎市 (高知県)	下水道	須崎市公共下水道事業等運営事業に係る資産評価調査検討業務
8	三浦市 (神奈川県)	下水道	資産(管路)の情報に関する基礎資料の精査に係る調査
9	泉大津市 (大阪府)	公営住宅	市営住宅建替え事業に係る導入可能性調査
10	川崎市 (神奈川県)	公営住宅	川崎市営住宅事業民間活用可能性調査
11	京都府	公営住宅	京都府府営住宅向日台団地民活導入可能性調査
12	横浜市 (神奈川県)	文教施設	屋外プール再整備事業 事業計画策定業務
13	甲斐市 (山梨県)	文教施設	既存公共施設を活用した甲斐ミュージアム(仮称)及びフラワーパーク(仮称)整備運営事業のPFI導入可能性調査
14	富士吉田市外二ヶ村恩賜 県有財産保護組合 (山梨県)	文教施設	森林学習施設事業に係るコンセッション等導入可能性調査
15	大野市 (福井県)	文教施設	(仮称)大野市文化会館整備事業PFI可能性導入調査
16	忠岡町 (大阪府)	文教施設	忠岡町スポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査
17	京都府	文教施設	京都スタジアム(仮称)運営権PFI事業導入可能性調査
18	京都市 (京都府)	文教施設	水垂運動公園(仮称)PFI導入可能性調査
19	和歌山市 (和歌山県)	文教施設	加太地域における文教施設に対するコンセッション手法の導入調査

◇2次募集

	支援対象	対象分野	事業名
1	木古内町 (北海道)	水道	水道事業の広域連携におけるPPP/PFI導入可能性調査
2	宮城県	水道 下水道	上工下水デューデュリジェンス調査
3	大牟田市 (福岡県)	水道 下水道	大牟田市上下水道事業における民間資金等活用事業導入可能性調査
4	小松市 (石川県)	下水道	汚泥処理再構築に係るPPP/PFI活用可能性調査
5	大分市 (大分県)	下水道	汚水処理事業へのPPP/PFI手法の導入に係る基礎検討調査
6	福知山市 (京都府)	公営住宅	市営住宅つづじが丘団地・向野団地民活導入可能性調査
7	盛岡市 (岩手県)	文教施設	盛岡南公園野球場(仮称)整備事業民間活力導入可能性調査
8	二戸市 (岩手県)	文教施設	二戸市カーリング施設民間資金等活用事業導入可能性調査
9	志木市 (埼玉県)	文教施設	志木市民会館・志木市民体育館整備手法比較検討調査
10	福生市 (東京都)	文教施設	複数運動施設一体型コンセッション導入可能性調査
11	甲府市 (山梨県)	文教施設	甲府市遊亀公園・附属動物園整備に関わる民間資金活用事業調査
12	島田市 (静岡県)	文教施設	島田市民会館機能再生に係る民間資金等活用事業基本調査
13	伊豆の国市 (静岡県)	文教施設	歴史・文化資源活用に係るPPP/PFI手法導入可能性調査
14	名古屋市 (愛知県)	文教施設	国際会議場の整備に関する調査
15	春日井市 (愛知県)	文教施設	朝宮公園(運動公園)に係るコンセッション等導入可能性調査
16	神河町 (兵庫県)	文教施設	かみかわ文化会館(仮称)整備運営事業可能性調査
17	大牟田市 (福岡県)	文教施設	(仮称)大牟田市総合体育館民間資金等活用事業導入可能性調査
18	沖縄市 (沖縄県)	文教施設	沖縄こどもの国への公共施設等運営権導入事業等の導入可能性調査
19	北中城村 (沖縄県)	文教施設	アワセ土地区画整理地内におけるアリーナにおけるコンセッション手法の導入調査(仮)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)施行令 の一部を改正する政令

(H28.11.30公布・施行)

背景

1. 必要性 <下水道コンセッション事業における料金の一体的徴収>

- 浜松市は、下水道のコンセッション事業(公共施設等運営事業)について、平成30年4月の事業開始を目指して準備中。事業開始後は、**コンセッション事業者(公共施設等運営権者)が利用料金を自らの収入として収受**することとなる。
- 利用者利便の観点から、市が事業開始後も引き続き上下水道の料金を一体的に徴収するため、**コンセッション事業者の委託を受けて市が利用料金を収受し、市の所有に属しない現金として保管**した上で、コンセッション事業者に送金する必要がある。

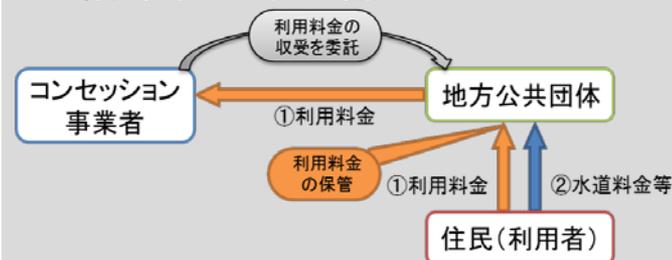
2. 課題 <地方公共団体の所有に属しない現金の保管の禁止>

地方自治法は、法律又は政令の規定によるものを除き、**地方公共団体の所有に属しない現金の保管を禁止**している。

3. 対応の方向性 <特例の措置>

料金の一体的徴収の必要性は、水道など他の分野のコンセッション事業においても想定されるため、下水道法体系ではなく、PFI法施行令を改正し、以下のとおり、**地方公共団体の所有に属しない現金の保管の禁止の特例**を設ける。

<一体的徴収のスキーム図>



- ①コンセッション事業者の下水道利用料金(コンセッション事業分)
- ②地方公共団体の水道料金及び下水道使用料
(当該事業の対象外の業務分)

<浜松市の下水道コンセッション事業のスケジュール>

平成28年5月	募集要項等の公表
平成28年12月1日～	提案書類の受付
平成29年3月	優先交渉権者の選定
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年4月	事業開始

政令の概要

<地方公共団体による利用料金の収受>

地方公共団体は、コンセッション事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、料金の一体的徴収の必要があると認めるときは、**コンセッション事業者の委託を受けて、利用料金を収受することができる**こととする。

(施行期日) 公布の日(平成28年11月30日)

※ 浜松市のコンセッション事業者選定手続において、12月1日に受付が始まる事業者の提案書類に料金の徴収方法を記載しなければならないため、その前までに本政令を施行する必要がある。

○コンセッション事業(公共施設等運営事業)

利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま民間事業者(コンセッション事業者)に当該施設の運営を委ね、当該事業者が利用料金を自らの収入として収受する事業。

○地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の4第2項

債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

浜松市下水道コンセッション事業の概要

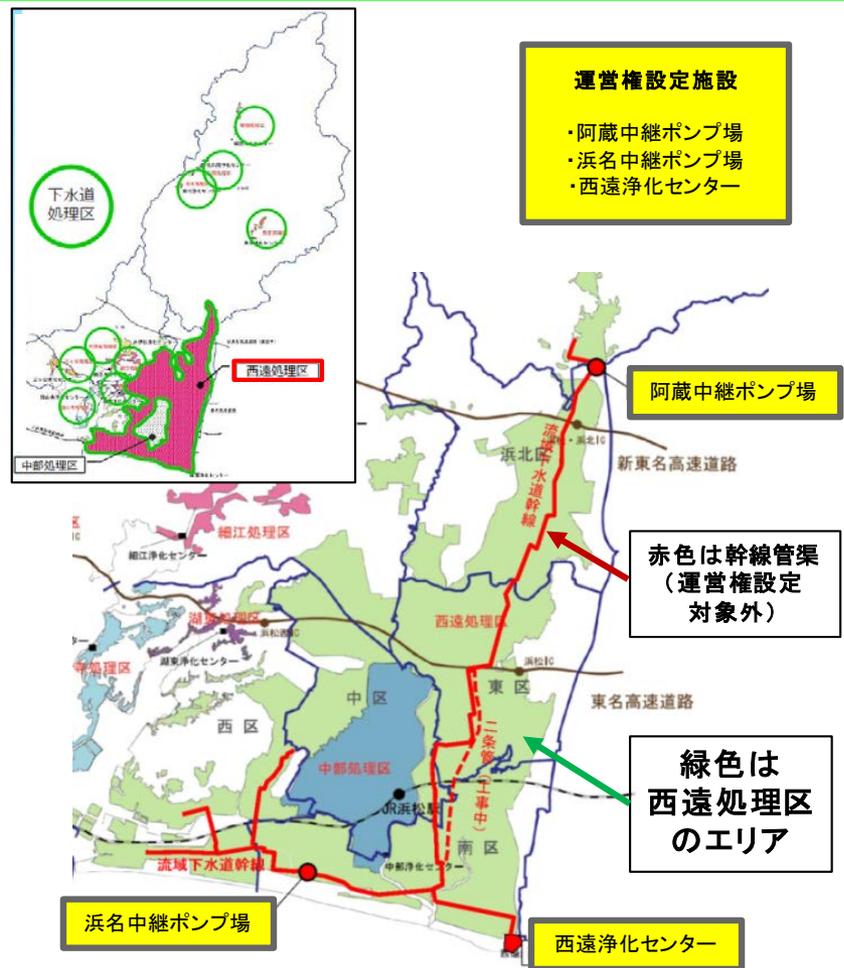
<経緯>

- 浜松市と周辺の市町の合併に伴い、従来静岡県が管理していた西遠処理区の下水道施設が平成28年4月に浜松市に移管。
- 浜松市は、移管された施設について、維持管理・改築コストの削減、市職員の増加抑制が可能と見込まれることから、コンセッション方式の導入を決定。

<対象施設>

- 静岡県から移管された施設のうち、中継ポンプ場及び西遠浄化センター
(理由)電気・機械設備の改築更新を含め、民間のノウハウや資金による事業の効率化が期待できるため

※静岡県から移管された施設のうち、幹線管渠は対象外



	静岡県からの移管前 (～H28.3)	移管後 (H28.4～H30.3)	運営権設定後 (H30.4～)
中継ポンプ場、 浄化センターの管理	静岡県	浜松市 (維持管理は包括的民間委託)	運営権者
幹線管渠の管理		浜松市	
末端管渠の管理	浜松市		

財政融資資金の繰上償還について

- 財政融資資金は、国が市場で調達した財投債（国債）等を原資として、収支相償の考え方の下、貸付金利を調達金利と同一とした貸付けを行っている。
- そのため、地方公共団体が繰上償還をする際は、国が被る損失（調達利息と再運用利息の差額※）に対応する補償金を支払う必要がある。
 - ※ 『繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入』と『繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行うことにより得られる利息収入』の差額
- 補償金を免除して繰上償還をするためには、財政法の規定※により、法律に基づく必要がある。
 - ※ 財政法第8条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

財政融資資金の仕組みと繰上償還



(注) なお、地方公共団体金融機構資金の補償金についても、同様の仕組みである。